

阿賀野市告示第49号

阿賀野市こども家庭センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月19日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市こども家庭センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市こども家庭センター設置運営要綱（平成30年阿賀野市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水原保健センター内」を「阿賀野市役所内」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。